

### 3 章 地域福祉のための交流空間

後藤 惠之輔

#### 1 節 福祉と交流空間

大辞林<sup>1)</sup>によれば、「福祉」とは幸福、特に社会の構成員に等しくもたらされるべき幸福である、とされている。さらに、「交流」とは、異なる地域・組織・系統に属する人や文物が互いに行き来すること、とある。

したがって、表題に掲げた「地域福祉のための交流空間」とは、その地域に居住する人々に等しく幸福をもたらすための、異なった地域や組織、系統に属する人や文物が行き来する空間である、ということができる。

ここでは、その空間として公共施設と公園を取り上げる。地域としては長崎市を対象として、市内にある代表的な公共施設である原爆資料館、ブリックホール、アミュプラザ長崎、又、代表的な公園である平和公園と唐八景公園について、そのバリアフリーの状況を論じることとする。

#### 2 節 公共施設のバリアフリー

地域にある公共施設において、その地域の構成員に「等しく」幸福がもたらされるためには、その施設を利用するすべての構成員、すなわち健常者ばかりでなく高齢者、障害者等にとっても、障壁が除去されていなければならない。換言すれば、バリアフリー（障壁除去）の状態が実現されておく必要がある。

このために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、いわゆるハートビル法と、関係する政令、建設省令、建設省告示が1994（平成6）年9月に制定された。

ハートビル法の第1条には、この法律の目的が謳われている。すなわち、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者、身体障害者そ

の他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が、円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより、建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

この法律にいう特定建築物とは、関係政令(ハートビル法の施行令、第1条)によればその主なものとして、a. 病院又は診療所、b. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、c. 集会場又は公会堂、d. 展示場、e. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、f. ホテル又は旅館、g. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、h. 体育館、水泳場、ボウリング場又は遊技場、i. 博物館、美術館又は図書館、j. 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物などが挙げられる。

これら建築物を建築しようとする場合、バリアフリーの対象とされる施設は、a. 出入口、b. 廊下その他これに類するもの、c. 階段(その踊場を含む)、d. 昇降機、e. 便所、f. 駐車場、g. 敷地内の通路と、建設省令(ハートビル法の施行規則、第1条)で定義されている。

以上を要約すれば、病院や集会場、銀行、博物館、ショッピングセンター、コンビニエンスストアなど、誰もが利用する建築物は、長い間利用されるみんなの財産であり、このような建築物をつくる時、高齢者や車いす使用者などが利用しやすくすることがハートビル法の目的である。これら建築物における諸施設のバリアフリー対応の例を示せば、図1のようになる。

### 3 節 施設事例

#### (1) 長崎原爆資料館

##### ①施設の概要

1945(昭和20)年8月9日、広島に次いで2発目の原爆が長崎市上空から投下された。市街地は一瞬にして廃墟と化し、74,000人の市民が犠牲となった。長崎原爆資料館<sup>3)</sup>は、原爆とは何か、又、原爆による被害や、現代の核兵器に関する情報などについて、分かりやすく展示し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて貢献できることを目的とする施設である。

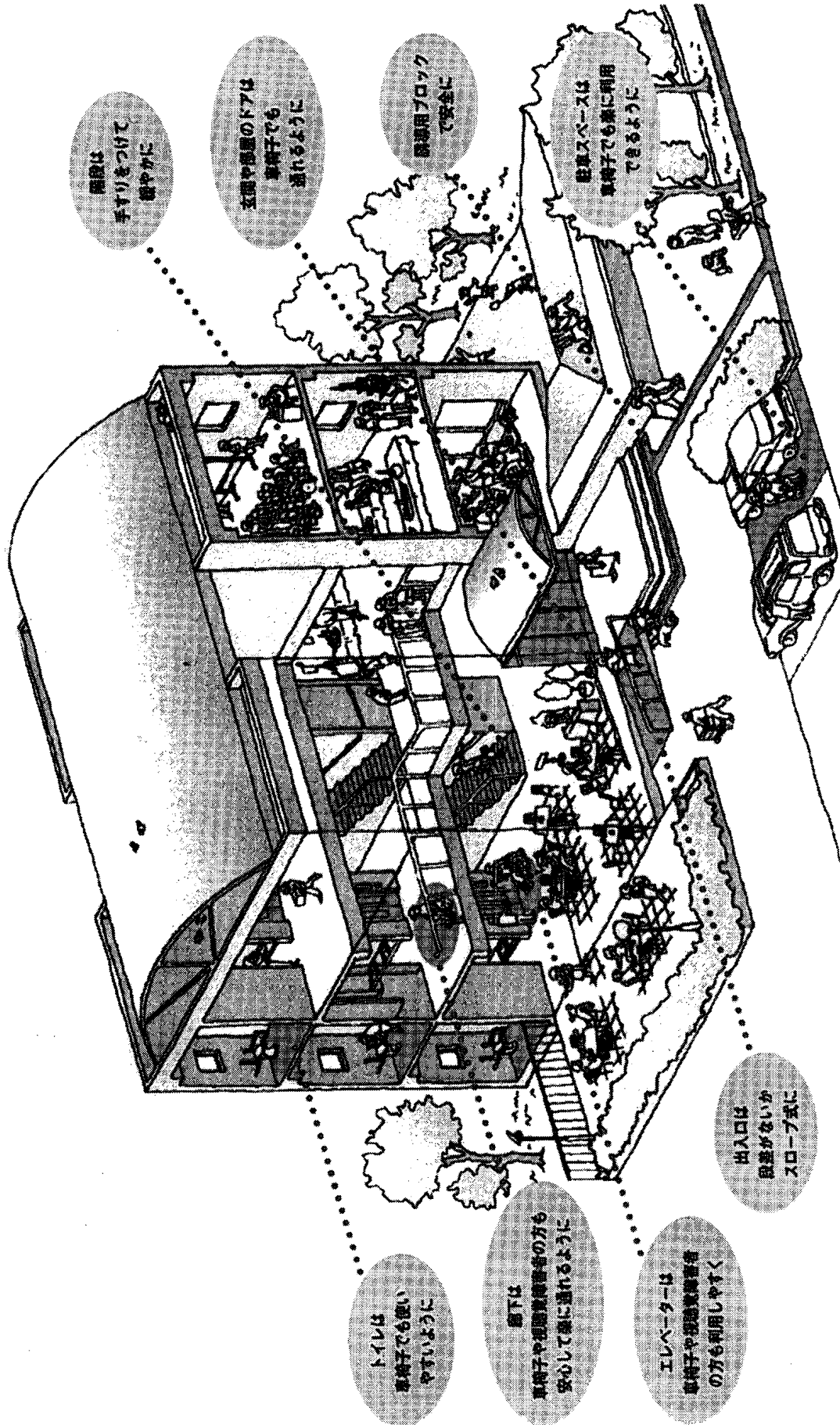


図1 ハートビル法による建築物のバリアフリー対応の例<sup>2)</sup>

本施設は、長崎国際文化会館（1955年4月開館）を解体して、1996（平成8）年4月に開館された。地下2階・地上2階の施設で、1階には図書室とビデオコーナー、地下1階には平和学習室、ホール、ビデオルーム、地下2階には常設展示室と企画展示室がある。地下1階と同2階とはエレベータ、階段の他、らせん状のスロープ（勾配3度）で結ばれている。

## ②バリアフリーの状況

本施設には、「長崎原爆資料館－1945年8月9日」の点字パンフレットのあることがまず良い。入り口（地下1階にある）入ってすぐには貸し出し用の車いすが5台用意してあり、高齢者や足腰の弱い人などには有り難い。

車いす使用者には「身障者用エレベータ」を勧めているが、地下1、2階を結ぶスロープを利用する車いす使用者が多いとのことである。ここで、このエレベータが身障者専用であることは気になる。又、スロープの手摺りは、2段になっているいずれも端部が直角に切っており、曲線状に下に向けて曲げて欲しい所である。

本施設は展示施設であるため、情報のバリアフリーが求められる。地下2階の展示室のあり方については、各コーナーの入り口に点字説明板があると共に、日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語によるガイドレシーバーが有料貸出しとなっている。展示が写真1に示すように、車いすの人が下向きに楽に観覧できる一方、見上げなければならない箇所があるのは、仕方のない所であろうか。

本施設入り口外にある案内板は2箇所とも、車いすでは見上げても読みづらい高さであり、字も小さい。入り口入ってすぐの案内所は、受付台が車いすの人にはやや対応しにくい高さにあるのが難点である（高さは上面で75cm程度が望ましい）。

これに対して、地下2階の展示室入り口にある案内所の受付台は、写真2のように車いすの人でも利用しやすい高さになっている。又、地下1階入り口近くのコインロッカーは、写真3のように表示が2方向（突出し型と平面型）にしてあり、字・図も大きくて大変分かりやすい。他に勿論、車いす使用者用のトイレ、公衆電話、ホール内のいす（全席345席に対して3席）がある。

### 3章 地域福祉のための交流空間

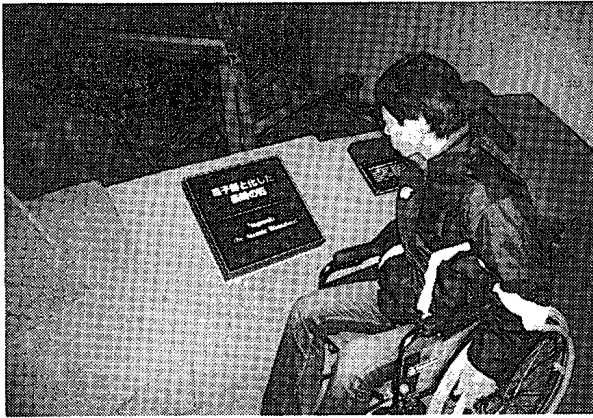


写真1 原爆関係資料展示の例（長崎原爆資料館）



写真2 地下2階展示室の案内所（長崎原爆資料館）

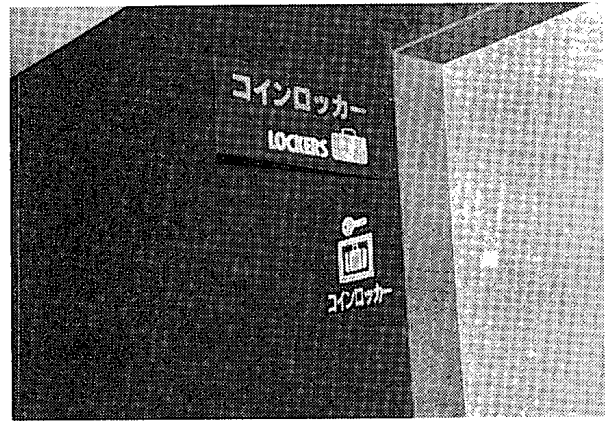


写真3 突出し型と平面型の2方向ある案内表示（長崎原爆資料館）

## (2) 長崎ブリックホール

### ①施設の概要

かつて長崎は、日本で唯一世界に向かって開かれた窓口であった。異国の文化の風がその窓から流れ込み、その中で育まれた長崎の文化は、他都市に見られない独特の香りを醸し出してきた。長崎ブリックホール<sup>4)</sup>、<sup>5)</sup>は、そのような歴史を根っこに抱く「長崎の文化の樹」をさらに大きく育てるために、約6年の歳月を経て1998（平成10）年10月に開館した。

本施設の機能を大別すれば、次の2本柱から構成されている。すなわち、市民が主人公となり、文化に触れ、文化を楽しみ、文化を創る拠点（文化イベント機能）と、国際化社会にふさわしい市民相互の交流窓口（国際交流機能）である。

これら機能を果たすため、本施設は地上6階・地下2階で、大ホール、国際

会議場、会議室、ギャラリー、和室、茶室、地球市民広場、レストラン等からなる。

## ②福祉への配慮

この施設は不特定多数の人々が利用するので、高齢者、幼児、身体障害者が安全・快適に利用できるように、次のように配慮する。

人が安全で円滑に通行できるよう、階段や段差のある箇所にはスロープを設けると共に、通路や開口部は、通行の支障にならない幅員を確保する。玄関ロビーに面して、エレベータ2基、エスカレータ1基を設置し、上下通行を便利にする。又、大ホール内にも、1階から3階までを結ぶラウンジ専用のエレベータ1基を設置する。

建物の東西1箇所ずつに車寄せを設け、最短のアプローチを可能にする。敷地内駐車場には身障者専用スペースを4台分設ける。

大ホール1階客席中通路出入り口付近に、車いすの客席スペースを8席設ける。車いす使用者用のトイレを、大ホール客席用トイレに男女各2箇所ずつ、国際会議場ロビーと楽屋には男女1箇所設け、練習室、会議室、事務室ゾーンにも男女共用で1箇所ずつ設ける。

## ③バリアフリーの実際

②の配慮はなされている。例えば、通路の幅員は230cmであり、車いすと人がすれ違える十分な広さである。又、スロープの勾配は3度で、車いすで上るのに支障は無い。車いす使用者用トイレについては、自動水栓で、鏡、手摺り、係員呼出し用ボタンが付いているのは勿論である。エレベータ内は広く（車いす用のエレベータは幅140cm以上、奥行き135cm以上あればよい）、鏡は3面にある。

大ホールの1階客席横通路には、写真4のように廻り階段があり好ましくない。又、絨毯には比較的深くて、健常者には気持ちよく歩けるが、車いすでは動かすのにやや力を要するものがある。

しかし、以上はすべて物理的なバリアフリーに関することであることに注意しなければならない。情報面のバリアでは、電話機の高さに注目したい。ある階には健常者、車いす使用者それぞれが使える2種類の高さがあるのに、別の階には写真5に示すように、車いす用に折角低い台（上面の高さ70cm程度）が

### 3章 地域福祉のための交流空間

用意してありながら、電話機が無い。ここは1台しか電話機がないのなら、低い方に移すべきである（低くても健常者は使える）。

本施設にはギャラリーがあるが、そこでの展示は文化面のバリアに注意する必要がある。写真6はその典型例である。車いすに乗っていて、写真は見上げても見えるが、文字・図はそうはいかない。写真6では逆になるように展示するか、文字・図のパネルも写真と同様に下に下げて展示すべきである。

#### (3) アミュプラザ長崎

##### ①施設概要とコンセプト

アミュプラザ長崎<sup>6)</sup>は、21世紀の長崎街づくり計画「ナガサキ・アーバンルネッサンス2001構想」の基本理念に基づき、長崎駅を改築して2000（平成12）年9月にオープンした5階建ての商業施設である。業種として、物販（ファッション・雑貨等）、食品、飲食、映画館、コンビニエンスストア、ホテル、駐車

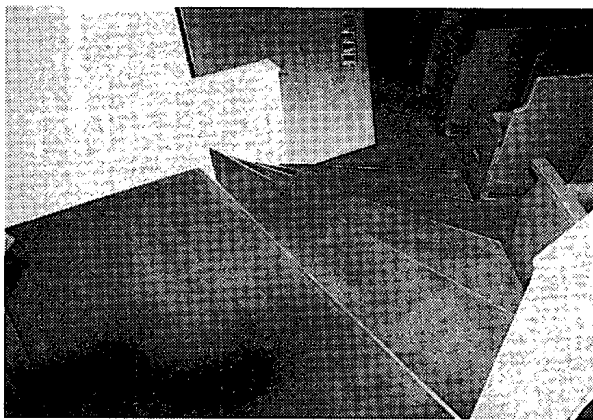


写真4 大ホールの廻り階段（長崎ブリックホール）

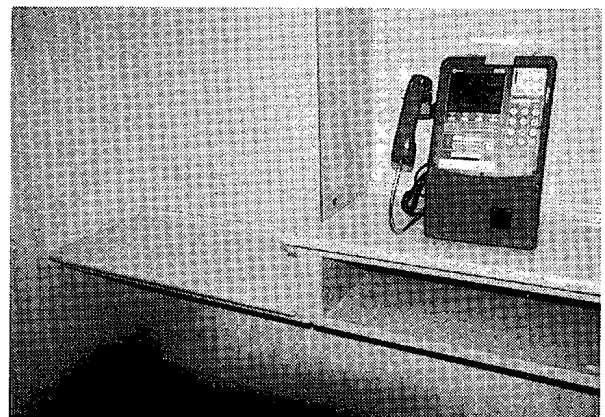


写真5 高い所にしか置いていない電話機（長崎ブリックホール）

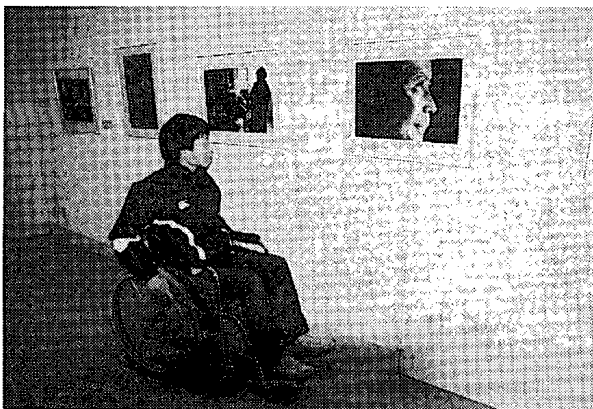


写真6 配慮が欲しい写真等のギャラリー展示（長崎ブリックホール）





場がある。

この施設では、「21世紀を拓く駅」として、次の5つをコンセプトに掲げている。すなわち、a. 新しい長崎の顔、県都長崎の玄関口整備、b. 長崎初の時間消費型の大型複合商業施設、c. 「長崎初登場」、「長崎ー」、そして「長崎らしさ」があふれています、d. ひとにやさしいビルづくり、e. ダイナミックな空間演出である。

アミュプラザ長崎は、「ひとにやさしいビルづくり」をモットーに開発されている。ハートビル法の適用を受け、高齢者や身体障害者も気軽に訪れることができるように、トイレ、エレベータは勿論、駐車場からの導線や広めの館内通路、店舗の入口等すべてにおいてバリアフリーな施設となるように心掛けられている。又、子どもづれの客が安心して買い物できるように、ベビールームが設けられ授乳やオムツ換えなどが安心してできるようになっている。

## ②バリアフリーの状況

本施設で特筆すべきは、「こどもといれ」とバリアフリー配慮型のホテル客室である。前者は写真7に示すように子ども専用で、入り口にその表示がしてあり、入ってすぐに大小用（大は女子用を兼ねる）と手洗いがある。後者は全客室144室の内の1室で、写真8のように浴室・トイレに入る際にも段差が無く、洋服掛けも棒を引くことにより上下するようになっている。ただ惜しむらくは、室内の絨毯が比較的柔らかくて車いすを移動するのにやや力が必要なこと、ホテルフロントの受付台が車いす使用者には高く、荷物乗せで対応していることである。

本施設は長崎市内初のハートビル法適用建築であることから、随所にバリアフリー対応がなされている。例えば、全店（130店）段差が無いのは勿論、通路も広く（映画館で測定して365cm）、電話機も高低2種類が設置してある。

いくつか工夫して欲しい所を挙げよう。まず1階の総合案内所である。写真9にあるように、受付台の高さが高い（100cm）ことから、受付台の一部を写真2のように高さ75cm程度にするとよい。これはホテルフロントについても言えることである。次いで、車いす用の駐車スペースは駐車場1階に11台分すべて集められているが、両端のそれが写真10のとおり余裕（斜線部）が片側にしか設けられていないため、この部分もできれば他の車いす用駐車スペース（幅員350



### 3章 地域福祉のための交流空間

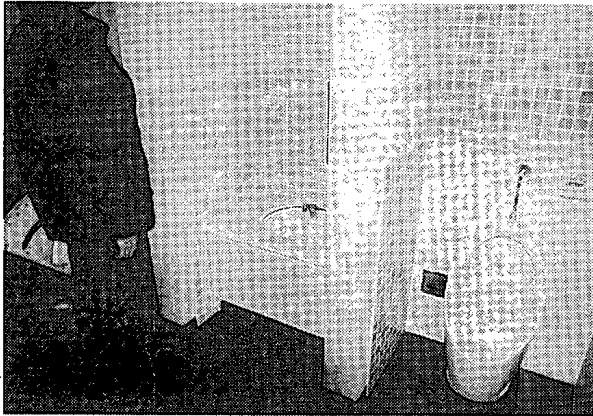


写真7 子ども専用トイレ（アミュプラザ長崎）



写真8 バリアフリー対応型客室の浴室・トイレ（アミュプラザ長崎）



写真9 1階総合案内所（アミュプラザ長崎）

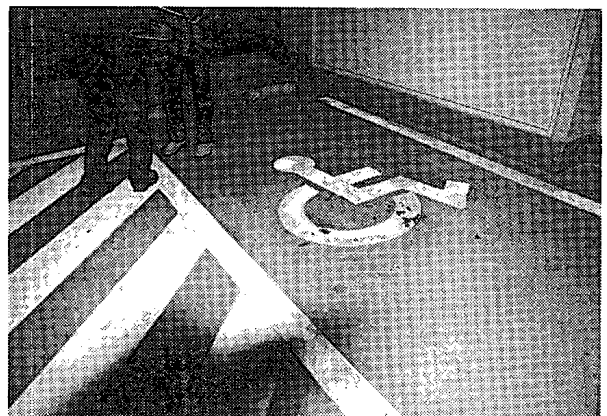


写真10 片側余裕のみの車いす用駐車スペース（アミュプラザ長崎）

cm)と同じように両側に余裕を設けておきたい。

全体的に言えることだが、案内表示の字・図が小さい。年齢が若い間はこれでいいが、高齢になってくると、小さな字・図では見えづらい。又、2階部には回廊が設けられており、JR長崎駅前の高架広場と繋がっていて、ここからの行き来も多い。しかし、回廊に施してある点字ブロックは地と同色で、弱視者には見え難いため、JR側と同じ黄色にするか、地と同系統の色であっても照度を変えるなどすると良い。

## 4節 公園のバリアフリー

### (1) 公園の種類

公園は常造物公園と地域制公園に大別される。

常造物公園には、国が設置する公園と地方自治体が設置する公園がある。前者は皇居外苑、新宿御苑等の国民公園と、海の中道海浜公園などの国営公園であり、後者は県市町村が整備・管理する都市公園とその他の公園である。地域制公園には自然公園が該当し、雲仙天草国立公園や西海国立公園などがその例である。

住民に身近な公園として都市公園があり、それには表1に示すように、目的に応じて多くの種類がある。ここでは、この都市公園を対象としてバリアフリーを論じることとする。

## (2) 人にやさしい公園づくり

都市における公園は、都市の安全性を確保する防災の機能や、都市住民が自然と触れ合い、都市のうるおいを創出する場としてなど、様々な機能や効用を持ち合わせている。そして、幼児から青少年、高齢者に至るまで年齢に関係な

表1 都市公園の種類<sup>7)</sup>

種 類	目 的	標準面積
身近な公園	住区基幹公園 街区公園	おおよそ1つの自治会に相当する区域に住んでいる人が利用する公園 2500m <sup>2</sup>
	近隣公園	おおよそ小学校区に相当する区域に住んでいる人が利用する公園 2 ha
	地区公園	おおよそ2つの中学校区に相当する区域に住んでいる人が利用する公園 4 ha
代表的な公園	都市基幹公園 総合公園	都市の人が総合的なレクリエーションに利用する公園 10ha以上
	運動公園	都市の人が主として運動に利用する公園 15ha以上
特殊な公園	特殊公園	史跡や風致などを守ったり、動植物を展示するなど特殊な公園 —
	緑道	人が安全で快適に歩けるように公園、学校、集会所などを結び、災害時には避難路となる緑あふれる歩道的な公園 —
	特殊公園など 緩衝緑地	公害の防止や工場地帯などにおける災害の防止を図る緑地 —
大規模な公園	広域公園	市外の人も利用する大規模な公園 50ha以上



図2 公園における諸施設のバリアフリー対応の例<sup>10)</sup>

く、遊戯、散策、休養、スポーツなどがそこで行われ、地域住民同士のコミュニケーションが図られるのである<sup>8)</sup>。

今後急速に進展すると予想される人口の高齢化に伴って、高齢者の更なる公園の利用が考えられる。又一方で、身体障害者などの利用も考えなければならない。福祉のまちづくり条例が各県や政令指定都市で施行されたことにより、現在、社会資本の各施設において、バリアフリー化が行われ始めている。公園においても、段差を無くすなど各種の障壁除去が始まり、誰もが使え、楽しめるような公園づくりが各自治体で行われ始めた所である<sup>9)</sup>。

公園においてバリアフリーの対象とされる施設は、出入口・園路・駐車場・案内板、便所、遊具等設置器具などである。これら諸施設のバリアフリー対応の例を示せば、図2のようになる。

## 5 節 公園事例

### (1) 平和公園・祈念像地区

#### ①公園の概要

平和公園<sup>11)</sup>は、原爆の悲惨さを訴え、平和を願う心を育て、ふれあいながら平和の大切さを実感する場として、1951（昭和26）年3月に開設された。平和公園の東地区は、祈念像地区、原爆落下中心地区、長崎原爆資料館地区のそれぞれを、「願いのゾーン」「祈りのゾーン」「学びのゾーン」と位置付け、3地区の一体性、連続性に配慮した整備を行っている。

西地区は「スポーツのゾーン」として、市民総合プール、ラグビー、サッカー場、野球場を再整備すると共に、陸上競技場の周辺を「広場のゾーン」と位置付け、将来的にはスポーツレクリエーションも楽しめる交流の広場として計画されている。

#### ②バリアフリーの状況

ここでは、祈念像地区についてバリアフリーの状況を述べる。「願いのゾーン」として位置付けられる本地区は、平和祈念像を中心に、平和の泉、世界各国から寄贈されたモニュメントなどを設置し、平和を願う場にふさわしい空間として整備されている。毎年8月9日には、祈念像前の式典広場で平和祈念式典が行われる。

祈念像地区は、勿論、バリアフリー対応がなされてはいる。例えば、祈念像の前には2段の階段があるが、階段の両脇にスロープが設けられていて、車いすに乗ったままでも像の直前に行くことができる。その他、車いす対応型の水飲台があり、ベンチも比較的多い。

しかし、情報面のバリアが一杯である。いろいろな説明板が車いすに乗っては読みにくく、説明板の前に植え込みや鉢植えがあったり、説明板が高過ぎたりしている。その例を写真11に示す。又、2000（平成12）年3月に祈念像の修復が行われているが、その説明板は祈念像の周囲に巡らしてあるプールに阻まれて遠望しかできず、かなりの視力がないと読めない。

物理的なバリアも深刻である。祈念像の近くに車いす用のトイレがあるが、

### 3章 地域福祉のための交流空間



写真11 植え込みと鉢植えで読みにくい説明板（平和公園）



写真12 車いす使用者も開けにくい車いす用トイレの引き戸（平和公園）

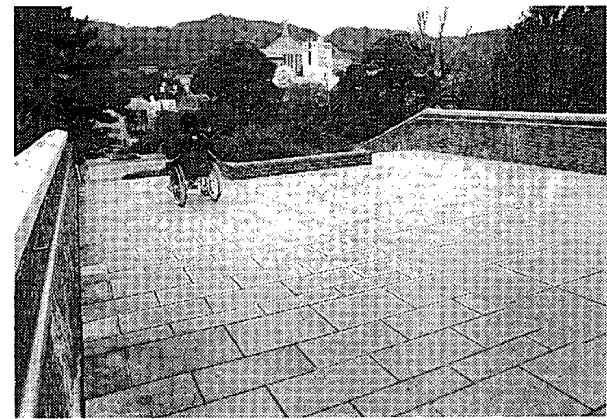


写真13 階段手前の緩いスロープ（平和公園）

写真12のように引き戸が車いすでは勿論、健常者の大人男性でも開けにくい。さらに、平和の泉近くの通路は写真13のように、その先にある長い階段に向かって若干の傾斜がついたスロープとなっている。車いす使用者の手が急に利かなくなったり、介護者の手が車いすから離れたりすれば、確実に車いすはスロープを下り階段を転がり落ちる。危険極まりなく、一時も早く何らかの対策を立てるなり、注意・警告板を設置すべきである。

## (2) 唐八景公園

### ①公園の概要

唐八景公園<sup>12)</sup>は、長崎市を中心部より南へ約4kmの丘陵地に位置する総合公園である。当地は、長崎市の景勝地として、遠足やハタ揚げ大会（凧上げ）に利用されるなど、広く市民に親しまれている。

本公園は、1967（昭和42）年に都市公園として開設し、その後、高齢者や障害者にやさしい街づくり実現のため公園リフレッシュ事業として、恵まれた自然環境を活かした、休憩、散策等総合的な利用に供する公園として再整備され、1994（平成6）年度に完成した。本公園には9haの広さの中に、「ふれあい広場」、「ハタ揚げ広場」など4つの広場と、「展望の丘」、「四季の小径」や駐車場、便所などの施設がある。

②ふれあい広場ができるまで

「高齢者や障害者にも利用しやすい公園」を実現するために、福祉に直接携わっている現場の医師や、そこで遊ぶ子ども達の意見を聞く協議が重ねられた。公園に一番近い国立療養所、県立養護学校の他、県視覚障害者協会、県立点字図書館、市肢体障害者協会が、ふれあい広場についての協議団体である。

「身障者や高齢者のために作る」のではなく、「健常者や身障者・高齢者も共

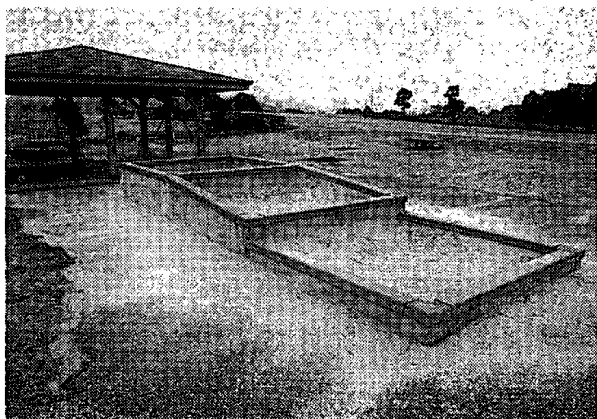


写真14 車いすのまま利用できる多段式砂場（唐八景公園）



写真15 親子ふれあい遊具としてのワイド滑り台（唐八景公園）

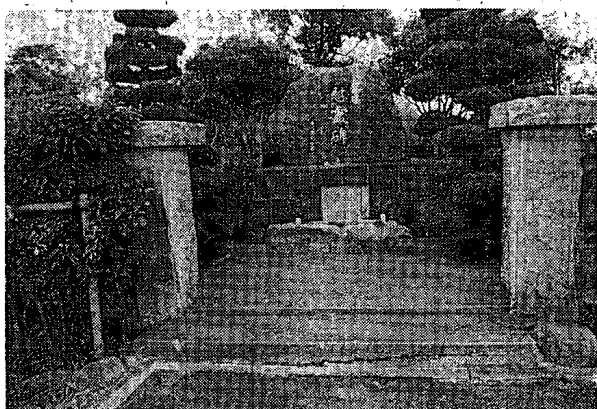


写真16 原爆慰霊碑前の段差（唐八景公園）

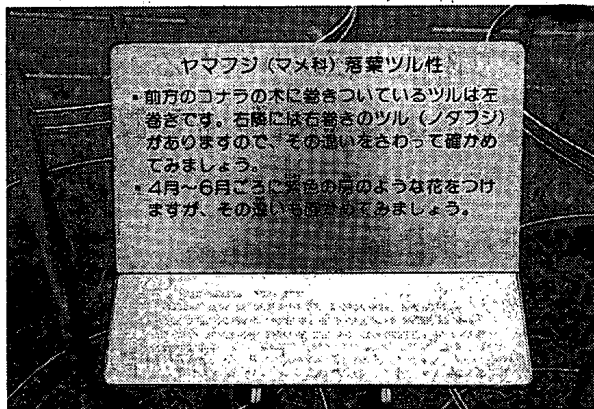


写真19 点字付き木の説明板（唐八景公園）



に利用しやすい公園を作る」ということが苦勞した点である。協議は22施設、140項目にわたり、40項目以上が整備の中で取り入れられた。「公園は誰でも使えるもので、特別に、というのはよくないし、一番自然であるのがいい」との思いのもと、「自然を活かし、自然に触れ合う場」として、本広場は完成した。

#### ③バリアフリーの実際

ふれあい広場を起点とする四季の小径では、車いすや白杖利用で、石積みのロックガーデンや樹林内の森林浴を楽しむことができる。展望の丘は人にやさしい渦巻き状の築山で、緩やかなスロープ（勾配5度）と腰高の手摺りがつき、雨が降っても滑りにくい透水性舗装となっている。

ふれあい広場には、車いすでも利用できる砂場、親子触れ合い遊具としてのワイド滑り台とトランポリン、ベンチが設置してある。又、広場中央には、ゆっくりくつろげる大型あずまやを設置し、自然と触れ合い、障害を持つ人々も共に憩い、遊び、快適に散策や休息ができるようになっている。

写真14と写真15は、ふれあい広場の砂場とワイド滑り台である。砂場は、車いすのまま遊べる多段式で抗菌砂入りの砂場となっている。しかし、著者が訪れたとき砂の量が少なく浅いため、車いすのままでは砂に触れることが難しかった。車いす障害者が砂遊びをできるためには、砂の量を増やし、蹴込みを設ける（奥行き40cm程度）ことが切望される。又、滑り台に上る階段の蹴上げが20cmと高く、子どもでも上れる低さとすべきである（例えばブリックホールの玄関前階段は15cm）。

ふれあい広場内にある原爆慰霊碑にも物理的なバリアがある。ここには車いすでも来られるようになっているが、写真16のように碑の前に大きな段差があり、車いすでは碑の直前に参ることができない。まるで車いすを拒否しているようである。段差を無くすべきである。

バリアに近いものとして水栓の不統一が挙げられる。写真17、写真18がそれである。写真17は公園入り口にあるバリアフリー対応型トイレの手洗い場の水栓2種で、レバー付きが車いす用トイレのそれである。写真18はふれあい広場にある水飲台の水栓2種であるが、レバー付きはレバーの長さが3cmで、車いす用トイレの水栓レバー9cmに比べて短過ぎる。本公園はバリアフリーが特徴であることから、水栓は統一し、誰もが使える、写真17の長めのレバー付き水



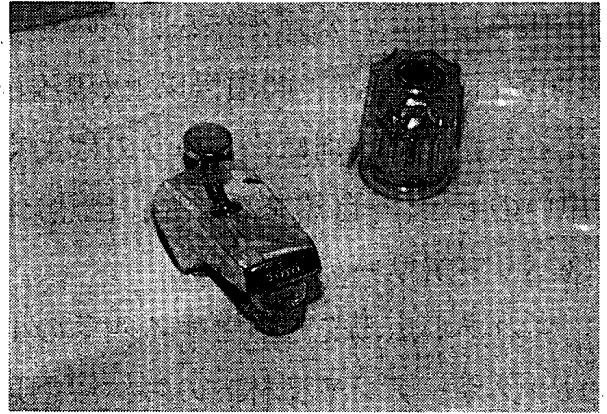
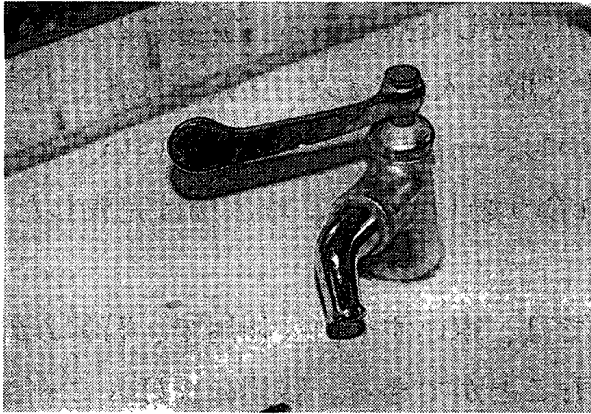


写真17 バリアフリー対応型トイレ手洗い場の水栓2種（唐八景公園）

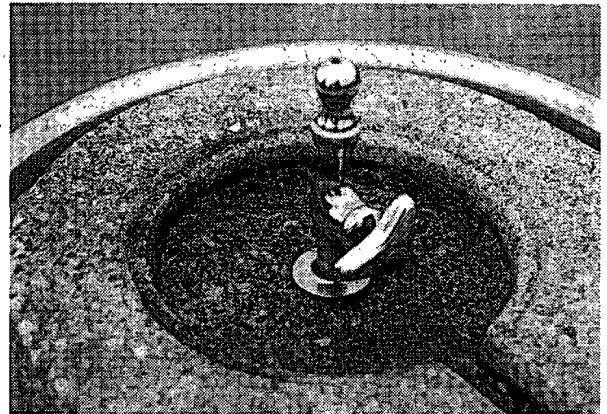
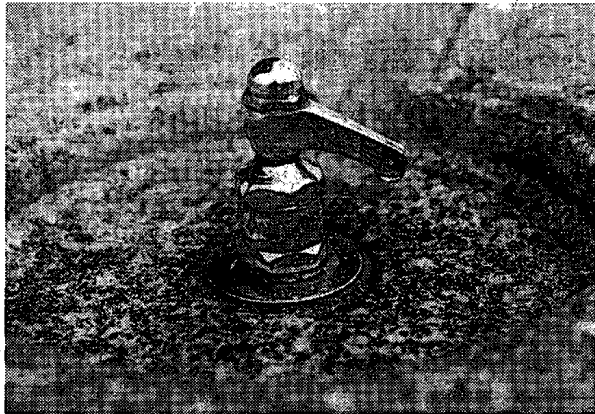


写真18 広場内水飲台の水栓2種（唐八景公園）

栓にすればいい。

情報面のバリアに触れておきたい。公園には入り口以外にも途中にトイレがある。ここのトイレはバリアフリー対応ではないが、男女区別の表示がされていない。トイレすぐ前にはバリアフリーの水飲台があるのだが。公園には立木が多く、公園管理者による「みんなの公園です。立木をたいせつにしましょう。」の看板があるが、写真19のような木の説明板（点字が付されている）は一部にあるのみである。木に親しみ、木を大切にするには、すべてとは言わないが、できるだけ多くの木に木の名前・種類・性質等の説明板（勿論、点字付き）を付けて欲しい。

## 6節 住民参加の福祉のまちづくり

### (1) バリアフリー世田谷プラン21

東京都世田谷区では、住民参加の福祉のまちづくりが積極的に進められている。「世田谷区福祉的環境整備推進計画ーバリアフリー世田谷プラン21」<sup>13)</sup>を見つめる。この計画の緒言にある世田谷区長の言葉を以下に引用するが、この文からもその積極性が汲み取れる。

《(前略)そこで、世田谷区では、子ども、高齢者、障害者、外国人などすべての区民の社会的な自立及び社会参加の機会を確保し、住み慣れた地域社会で豊かな生涯を過ごせるような福祉的環境の整備を推進するため、1995（平成7）年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」を制定しました。(中略)

この推進計画は、この条例に基づき福祉的環境整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るもので、行政が区民や事業者等と協働して実現していくための基本となる重要な計画です。また、この計画は、行政が中心となり施策を推進していくものでありますが、区民の福祉のまちづくりの自主的な活動との連携や協働を図ることで、より豊かな未来を築くことを目指すものであります。(後略)》

この計画により、世田谷区の福祉的環境の現状を踏まえ、計画策定に当たり実施した福祉的環境整備審議会や「区民意見交換会」等での意見を基にして、各施設区分別の課題と実現へ向けての課題を整理した。実現へ向けての課題の中にも、住民参加の姿勢が伺える。

すなわち、「区民や事業者に対する普及・啓発」では、条例や整備基準等の区民・事業者へのPR、子どもや学生に福祉のまちづくりを理解してもらう方法の検討、障害者等について理解してもらうための交流の場の設置である。さらに、「推進体制」では、区民・NPO・事業者と行政との協力体制や参加のシステムがある。

### (2) 住民参加の「誰もが入れる」公園づくり

公園に関する施策の方向は、推進計画の目標の一つである『誰もが入れる』

の実現とあわせて、公園等の中にも移動するために、改善が必要な事項について重点的に取り組む。その事項は、公園等出入り口の改善、園路等の改善、公園等トイレの整備・改善、公園等施設の整備・改善（ベンチ、案内板、水飲み等）であるが、これらと並んで、「区民との協働による新しい公園等の管理のあり方」が注目される。

このように、東京都世田谷区では、福祉のまちづくりへの住民参加を積極的に行うことが、意見交換、課題整理、計画構成、施策展開の随所に組み込まれている。

長崎市でも、例えば唐八景公園の整備において障害者との協議が行われたが、整備後の維持・管理のあり方については意見交換や協議等は実施されていないようである。公園に限らず、すべての福祉のまちづくりにおいて、世田谷区のような住民参加が、意見交換、課題整理、計画構成、施策展開の各段階で行われていかなければならない。

## 7 節 バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアには5つあると言われる。物理的バリア、心理的バリア、情報面のバリア、制度面のバリア、文化面のバリアである。バリアフリーでは、これらすべてのバリアを無くすことが要求される。バリアフリー対応がよくなされている長崎ブリックホール、アミュプラザ長崎でも、物理的バリアへの対応がほとんどで、他の、例えば情報面でのバリアフリーにはなかなかない。

すべてのバリアがクリアされて初めて、バリアフリーは完成される。そして、その後にあるのがユニバーサルデザインである。バリアフリーは高齢者、障害者、子ども等にとっての障壁を無くすことであり、ユニバーサルデザインは健常者、障害者等の区別は無く、すべての人が安全で安心して暮らせるようにすることである。

したがって、バリアフリー世田谷プラン21が目指す「すべての人が入れる」施設づくりは、施設のユニバーサルデザインを目標にしていると言える。このように、公共施設、公園等の交流空間は、バリアフリーへの対応、そしてユニバーサルデザインを目指さなければならない。バリアフリー、ユニバーサルデ

### 3章 地域福祉のための交流空間

ザインのいずれにおいても、意見交換から施策展開に至るまで住民の参加が行われることが肝要である。

最後に、長崎ブリックホールの調査の際に聞いた、長崎市文化振興課・岩永一富氏の「例えバリアフリーの施設ができたとしても、そこに働く人の心が伴わなければ何にもならない。」の言葉を記して、結びとしたい。

謝辞：本文をまとめるに当たり調査や資料提供にご協力頂いた下記の諸機関・諸氏に、心からの謝意を表する次第である。

長崎原爆資料館・宮本昌明氏、山口氏、長崎市文化振興課・岩永一富氏、アミュプラザ長崎・中村義勝氏、桐野和人氏、福丸陽一氏、J R九州ホテル長崎・笹部凱生氏、長崎県福祉保健部社会福祉課、長崎市都市計画部みどりの課、長崎大学工学部社会開発工学科環境計画研究室・木村 拓、田中宏典、中島豊明、高橋亮介の各君

#### 参考文献

- 1) 松村 明：大辞林、三省堂、1988.
- 2) 建設省ハートビル普及委員会：ハートのあるビルをつくろう（パンフレット）.
- 3) 長崎市：長崎原爆資料館ガイドブック、20p.、2000.1.
- 4) Nagasaki Brick Hall、27p.
- 5) 長崎市企画部文化振興課：長崎ブリックホールの概要（館内視察資料）、5 p.
- 6) 長崎ターミナルビル(株)：「アミュプラザ長崎」の概要とコンセプト、5 p.
- 7) 長崎市都市計画部公園緑地課・公園管理課：ながさきの公園とみどり、17 p.
- 8) 後藤恵之輔・亀谷一郎：ビオトープや福祉などの視点に立った都市公園の効用・機能に関する調査研究、長崎大学工学部研究報告、Vol.28, No.51, pp. 187～192, 1998. 7.
- 9) 後藤恵之輔・亀谷一郎：大阪府の都市公園におけるバリアフリー調査、長崎大学工学部研究報告、Vol.29, No.53, pp.247～254, 1999. 7.

- 10) 長崎県福祉保健部社会福祉課：長崎県福祉のまちづくり条例－施設整備マニュアル、pp.60～67、1997. 12.
- 11) 平和公園交通アクセス（パンフレット）.
- 12) 長崎市都市計画部公園緑地課：唐八景公園、5p. 1995.
- 13) 世田谷区都市整備部都市環境課：世田谷区福祉的環境整備推進計画－バリアフリー世田谷プラン21、みんなで作るバリアフリーの“いえとまち”、116 p. 1999. 4.